

## IBOR改革:IASBの提案

### 重要ポイント

- IASB は 2 月の会合にて、IBOR から RFR へ移行されたとしてもヘッジ会計を継続して適用することを容認する救済措置を定めるため IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号を改訂することを暫定決定した。
- IASB は、2019 年 4 月もしくは 5 月に公開草案を公表する予定である。
- 最終改訂基準は、2019 年 11 月もしくは 12 月に公表される予定である。

### はじめに

2018 年 12 月に、国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は、銀行間調達金利指標(IBOR)改革が財務報告に与える影響を評価するためのプロジェクトを追加した。本プロジェクトは 2 段階に分けて実施される。第 1 段階では、IBOR 改革までに生じる論点が焦点となる。IASB は、4 月もしくは 5 月には公開草案を公表する予定であり、コメント募集期間を短縮した上で、改訂後の最終基準の公表は 2019 年末までに実施する予定である。第 2 段階では、ヘッジ指定を修正した場合の影響など、IBOR 改革の完了後に生じる問題点が焦点となる。

### IASB の決定

IASB は 2019 年 2 月 8 日の会合で、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」及び IFRS 第 9 号「金融商品」に関して、以下の改訂を行うことを暫定的に決定した。

- IBOR 改革によって生じる不確実性のみに対して、ヘッジ会計の「可能性が非常に高い」という要件に救済措置を設ける。すなわち IBOR 改革によってヘッジ対象が修正される可能性があったとしても、予定取引の可能性が非常に高いかどうかを評価するにあたり、当該修正は考慮に入れない。

当該救済措置は、IBOR 改革以外の要因によって既に中止され、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金が残っているキャッシュ・フロー・ヘッジ関係においても、キャッシュ・フローが依然として生じると見込まれるかどうかを判断する際に適用される。

1 IASB の会合のため作成されたスタッフ・ペーパーは、IBOR 改革により生じる不確実性は、変動金利負債の IBOR リスク要素のみをヘッジ対象に指定するか、もしくは負債性金融商品全体をヘッジ対象に指定するかに関係なく、「可能性が非常に高い」の要件に影響を与える可能性がある」と説明している。

- IAS 第 39 号に救済措置を定め、既存のヘッジ手段とヘッジ対象の契約条件のみをキャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジの有効性が高いことを示すために考慮することを企業に要求する。同様に、IFRS 第 9 号においても、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係を評価する際に既存の契約条件のみを考慮することを企業に要求する。
- 審議会メンバーは、救済措置が意図したように確実に狭義となるよう、特定の要件を改訂において定める必要性を強調した。例えば、「既存の契約条件」は明確にされるべきであり、当該救済措置が IBOR に関する市場の混乱に対処するための既存の一般的な代替案として用いられることを回避する必要がある。
- 審議会は、救済措置は、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要件を従前に満たしていたヘッジ関係にのみ適用されることで合意した。それ以外については、IASB は、ヘッジ指定された構成要素は、特定の市場構造の状況の評価に基づいて、独立に識別可能でなければならないとする IFRS 第 9 号の規定に救済措置を設ける必要はないとした。スタッフ・ペーパーはまた、リスク・フリー・レート (RFR) がヘッジ対象の契約上特定されておらず、市場構造の状況の評価に基づいて、独立に識別可能でない場合、リスク・フリー・レートのリスク要素をヘッジ指定するための救済措置を定める必要はないとした。
- IBOR 改革に関する不確実性が解消された時点で、救済措置は適用可能でなくなる。また、救済措置が具体的にどの時点で終了されるかは今後の会合で話し合われる。
- さらに、救済措置を任意とするのか、もしくは強制とするかについても今後話し合われる。
- 審議会は、救済措置の適用がヘッジ会計に及ぼす影響について特定の開示を要求することで合意した。
- 審議会は、適用日を 2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度とし、早期適用を認めることで合意した。

## 背景

金融安定化理事会は、金融危機後改革を命じ、規制当局は、IBOR を廃止して新しい基準金利である RFR への移行を進めている。例えば、英国において、新しい公式の基準金利は英ポンド・オーバーナイト金利 (SONIA) であり、銀行は 2021 年末以降 LIBOR を提示することを要求されない。IBOR の廃止の状況、入替えのタイミング及び新しい RFR の具体的な内容は国や地域によって異なる。今後民間部門主導で IBOR がどの程度維持されるかは不透明であり、すべての変動金利の金融商品が RFR に移行しない可能性もある。さらに、変動金利の金融商品がオーバーナイト RFR (SONIA など) とターム RFR (例: 3 カ月物 SONIA) のどちらに移行することになるのか、またどの範囲で移行することになるのかも明確でない。ターム RFR であれば、借手は次回の利払い日のキャッシュ・フローを確実に知ることができる。しかし、ターム RFR をどのように算出すべきかは明確でない。

金融危機以前は、IBOR とオーバーナイト金利はほぼ整合していた。例えば、3 カ月物英ポンド LIBOR とオーバーナイト金利の спреッドは歴史的に 10bp (0.1%) の状態であった。しかし、金融危機を境に、spreッドのボラティリティは増大して大きくなり、リーマン・ブラザーズが破産宣告をした時点で spreッドは最大 300bp に達した。英ポンド・ベースは、それ以降リーマンショック以前の水準に戻ることはほとんどなく、spreッドは 2012/2013 年のユーロ圏危機時点で 50bp を超え、英国の EU 離脱国民投票後は 30bp を超えた。IBOR とオーバーナイト金利の spreッドのボラティリティの増加は、IBOR が適切な基準金利ではないことを説明している。また、当該ボラティリティの増加は、IBOR と RFR の乖離が大きいことを示唆しており、IBOR と RFR の変動が十分に同等といえるのか、又はヘッジ会計の継続にリスクをもたらさないかという疑問が生じる。

それに関わらず、将来的なキャッシュ・フローが IBOR ベースのキャッシュ・フローではないとしても、変動キャッシュ・フローは依然として存在する。また、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の双方にて、金融商品の契約条項が IBOR を全く参照していなくても、負債性金融商品の基準金利(例:IBOR)部分を指定することは可能である。IFRS 第 9 号では、リスク要素がヘッジ対象のキャッシュ・フローの公正価値に内在し、「市場構造の状況の評価に基づいて」独立に識別可能で測定可能な場合、当該リスク要素をヘッジ対象に指定することを認めている。

負債性金融商品は、IBOR を参照して価格が決定され、もしくは IBOR を指標としており、IBOR の入替期日を大幅に超える満期をもつ IBOR ベースの金利スワップには流動性のある市場が存在しているため、我々は、IBOR は市場構造の状況の評価に内在するリスク要素であると考えている。また、長期金融商品は、その実績から短期市場に比べて RFR と IBOR のスプレッドのボラティリティが大幅に少ないと考えられる。従って、移行日後の RFR に基づくキャッシュ・フローは、現在の IBOR に基づくキャッシュ・フローと同等であると考えられる。さらに、価値の移転が急激に生じることを避けるため、主要市場は IBOR から RFR への移行を管理していくと想定される。よって、我々は、IBOR が主要通貨に関する金利市場における主要な金利でなくなるまで、IBOR を長期金利のヘッジ対象となるリスク要素に指定することは可能で、指定したヘッジ対象は依然として可能性が非常に高いといえると考えている。また、ヘッジの有効性も信頼性をもって測定できると考えている。

一方、RFR ベースの金融商品の利用が進むと、IBOR が金利市場における主要金利でなくなる時点が到来し、移行が近づくにつれて IBOR と RFR のスプレッドの短期変動性が高まり、ヘッジの非有効性の大きな要因になることが懸念される。従って、IBOR はヘッジ会計上適格なリスク要素でなくなり、指定したヘッジ対象の可能性が非常に高くなることなく懸念される。

こういった要因により、以下の会計処理上の問題点が生じる。

- 予定される IBOR に基づくキャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの IBOR 要素の可能性が非常に高いとは言えなくなる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を中止しなければならない。
- IBOR に基づくキャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの IBOR 要素の可能性が高くなる場合、従前にキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に計上していた金額を、即座に純損益に組替調整しなければならない。
- IAS 第 39 号のヘッジ関係が非常に有効かどうか評価できなくなった時点でヘッジ会計を中止しなければならない。

## 弊社のコメント

我々は、IASB が当該プロジェクトに着手し、上述のような救済措置を提案したことを喜ばしく思う。IASB メンバーが指摘したように、適用範囲が意図したように狭義かつ明確になるよう、改訂文言を慎重に検討しなければならないと考えられる。

我々は、今回の経済的関係の有無の評価に関する IFRS 第 9 号改訂によって、評価の仕方に関するガイダンスが提供される可能性があると考えている。しかしながら、IFRS 第 9 号は、経済的関係の有無を検討する際のハードルが現在非常に高いか否かという点において明確でないため、IBOR 改革から生じる不確実性があるにもかかわらず、IBOR と将来の変動金利の間に経済的関係が存在すると断言するのが困難であると考えられる。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp)をご覧ください。

### EYのIFRS(国際財務報告基準)

#### グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG No. 000538-19Gbの翻訳版です。